平成２２年（フ）第５２３号
石川県かほく市遠塚イ124番甲地
債務者　中村　道子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
福井県三方上中郡若狭町鳥浜第31号８番地
債務者　小堀智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４６９号
山梨県甲斐市篠原3089番地23
債務者　河村　仁美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺730番地
債務者　渡辺　武徳
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津2172番地
ホリデーワン203号室
債務者　小林　茂樹
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
山梨県上野原市大倉433番地
債務者　池田　浩子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
山梨県大月市大月町花咲28番地
債務者　坂本　　清
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ケ丘団地Ｈ４―101、前住所長野県東御市滋野乙1025番地　土屋アパート13号
債務者　若林　　武
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７３５号
岐阜市福光西１丁目12番22―202号　井上ビル、申立時の住所岐阜市八代３丁目26番17号
債務者　加藤　俊子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４８４号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野914番地15
債務者　加藤　達雄
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２６９０号
名古屋市中川区豊成町１番４―512号　豊成団地
債務者　久保田代志子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７０号
滋賀県彦根市尾末町４番34―103号
債務者　吉野　隆範
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０２号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1207番地９
債務者　西宮　真紀（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０３号
滋賀県近江八幡市鷹飼町456番地10　206号、前住所兵庫県加古川市加古川町溝之口236番地の１　ソフィア21溝之口102号
債務者　鮨竹こと　竹中　芳昌
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２１３号
滋賀県彦根市西今町1241番地９
債務者　松本　　修
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２１９号
滋賀県近江八幡市池田本町1099番地２
債務者　森岡　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４８号
滋賀県彦根市平田町131番地１
債務者　川村　友重
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部